

令和8年2月20日

福津市議会
議長 高山 賢二 様

建設環境委員会
委員長 米山 信

建設環境委員会報告書

令和7年第7回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

農業委員会事務局の所管事務と課題について

2. 期日

令和8年1月22日（木）

3. 調査の目的

農業の健全な発展に寄与することを目的として設置されている農業委員会の組織形態や所管事務について調査研究するとともに、農地等の利用の最適化を推進するための課題と対策について調査を実施した。

4. 調査結果

1) 農業委員会の概要

農業委員会は、農地に関する事務を執行する市町村長から独立した行政委員会である。

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため設置されており、農業委員11名で組織するほか、農地利用最適化推進委員10名を置いている。農業委員のうち1名は土地家屋調査士の資格をもつ中立委員となっている。委員の任期は3年間で、月額約3万円の報酬で非常勤の公務員として、公平・中立に事務の執行にあたっている。

2) 農業委員会の業務

農業委員会は、年 12 回総会を開催し、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などの事務の執行を行っている。令和 7 年 1 月から 12 月の間においては、県知事許可となる法第 4・5 条の転用許可が 25 件、農業委員会への届出となる法第 4・5 条の届出が 6 件、農地の権利移動となる法第 3 条の許可が 40 件となっており、農地転用に関する案件は意見を付して知事へ送付を行っている。

また、許可された農地のその後の状況も農業委員会では適正に運用されているか状況確認を定期的に行っている。その他、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消や農業経営の法人化の支援、青色申告の普及推進、農業者年金の推進、農業経営の改善に役立つ情報提供を農業委員と農地利用最適化推進委員が二人三脚で行っている。

農業委員会は、広く農業者の声をくみ上げ、市やその他の機関に対し、具体的な意見を提出することができ、改善意見を受けた行政機関はその内容を考慮しなければならないとされているため、農業者を代表する組織として農業者の声を行政・政策に届ける取り組みを行っている。

5. 委員会からの提言

農業委員会では農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務として位置づけられており、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を掲げ、農地の利用状況の調査、違反転用の発生防止、農地の適正な利用など現場確認と利用状況調査と農家の情報収集等に取り組んでいる。

指針の目標は概ね達成されているが、今年度、最適化活動の目標の設定等が実績を基に検討され、その結果、農地の集積では「基盤整備が実施されていない地域では小規模農家が多く、その地域にはまとめ役がいいため、集積化は非常に困難である。また、耕作者の高齢化が顕著で、担い手や後継者が不足している」と課題が挙げられている。また遊休農地の解消では「不整形地や狭小地などの農地で営農することは困難であり、解消していく必要がある」と課題も挙げられ、その解消に向けた取り組みが進められている。

これらの課題に確実に対応していくためには、農地中間管理機構である福岡県農業振興推進機構をはじめ、宗像農業協同組合、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構、市農林水産課と連携し、それぞれの見地からの専門的意見を集約し地域の実情に応じた対策を実施していく必要がある。

特に、農地の集積・集約化に関する地域計画を担う市農林水産課とは、密な情報共有を行い、連携をより一層強化する必要がある。